

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

公布された条例のあらまし

◇ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

1 平成六年度分の個人の県民税に限り、住民税の所得割の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)のうち県民税に係る部分の額を、特別減税の額として県民税の所得割の額から控除することとした。

(附則第五条の二関係)

2 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十四万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に

は、当該金額に三十万円(現行二十五万円)を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないものとする。 (附則第五条関係)

3 法人の県民税の均等割について、その税率を次のとおり定めることとした。(第四十条関係)

法人等の区分	現 行	改正後
資本等の金額が五十億円を超える法人	七十五万円	八十万円
資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人	五十万円	五十四万円
資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人	十万円	十三万円
資本等の金額が千万円を超え一億円以下である法人	三万円	五万円
資本等の金額が千万円以下の法人等	一万円	二万円

二 不動産取得税に関する事項

1 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に限られ、価格の三分の二(当該取得が平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に限られ、価格の二分の一)の額とする課税標準の特例措置を講ずることとした。(第二十条関係)

2 市街化区域農地を譲渡した者の土地の取得に対して課する

不動産取得税の減額に関する申告及び徴収猶予に関する申請の手続等の規定を削除することとした。(第六十八條の二十、第六十八條の二十一関係)

三 自動車税に関する事項

1 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして昭和六十三年自動車排出ガス規制等に適合するトラック又はバスを取得した場合の税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二十二條関係)

2 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成七年度まで延長することとした。(附則第二十二條関係)

四 自動車取得税に関する事項

1 昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスにつき一定の期間内に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして昭和六十三年自動車排出ガス規制等に適合するトラック又はバスを取得した場合の税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二十四條関係)

2 平成七年九月一日以降に適用される制動装置保安基準に適合するトラクタ又はトレーラの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該保安基準に適合しないトラクタ又はトレーラにつき一定の期間内に抹消登録を受けた者が、当該自動

車に代わるものとして取得した場合には、当該取得が平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間に行われたときに限り、現行税率から百分の〇・三を控除した率とする。 (附則第二十四條関係)

3 次に掲げる非課税措置又は税率の特例措置について、その適用期限を平成八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二十四條関係)

(一) 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により

運行の維持が困難となっているものの運行の用に供する一定の一般乗合用バスの取得に係る非課税措置

(二) メタノール自動車の取得に係る税率の特例措置
その他

五 その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「以下」の下に「本節において」を加える。

第四十条の表中「七十五万円」を「八十万円」に、「五十万円」を「五十四万円」に、「十万円」を「十三万円」に、「三万円」を「五万円」に、「一万円」を「二万円」に改める。

第六十八条の二十及び第六十八条の二十一を次のように改める。

第六十八条の二十及び第六十八条の二十一 削除

第六十八条の二十二中「法附則第十一条の四第五項」を「法附則第十一条の四第三項」に改める。

第六十八条の二十三中「法附則第十一条の四第六項」を「法附則第十一条の四第四項」に改める。

第六十八条の二十四中「法附則第十一条の四第十項」を「法附則第十一条の四第九項」に改める。

第六十八条の二十五中「法附則第十一条の四第十二項」を「法附則第十一条の四第十項」に改める。

附則第五条中「二十五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(平成六年度分の個人の県民税の所得割の特別減税)

第五条の二 平成六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る特別減税の額を、所得割の納税義務者の第三十三条及び法第三十六条の規定を適用した場合の所得割(第三十八条の二の規定によつて課する所得割を除く。)の額から控除する。

2 前項に規定する県民税に係る特別減税の額とは、法附則第三条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合計額の百分の二十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が二十万円を超える場合には、二十万円))に同項第一号に掲げる額を同号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)をいう。

附則第九条第三項を削る。

附則第十一条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合における県民税に関する規定の適用に關しては、法附則第三十三条の三第三項の例による。

附則第十二条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合における県民税に關する規定の適用に關しては、法附則第三十三条の四第三項の例による。

附則第十三条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合における県民税に關する規定の適用に關しては、法附則第三十四条第三項の例による。

附則第十七条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合における県民税に関する規定の適用に
関しては、法附則第三十五条第四項の例による。

附則第十八条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合における県民税に関する規定の適用に
関しては、法附則第三十五条の二第五項の例による。

附則第十九条を削り、附則第二十条を附則第十九条とし、同条の次に次
の一条を加える。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第二十条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該

土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、

当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる

価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。）をいう。）を取

得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税

標準は、第六十一条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成六年一

月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当

該土地の価格の三分の二（当該取得が平成六年一月一日から同年十二月

三十一日までの間に行われた場合にあつては、二分の一）の額とする。

附則第二十二條第一項中「平成五年度分及び」を削り、「平成五年度分

」を「同年度分及び平成七年度分）」に改め、同条第二項から第四項まで

を削る。

附則第二十四條第一項及び第三項中「平成六年三月三十一日」を「平成

八年三月三十一日」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、

同条第六項中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は

公害防止上の技術基準」に、「法附則第三十二条第七項」を「法附則第三

十二条第六項」に改め、「（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取
得を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成七年九月一日以降に適用

されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止上

の技術基準（以下本項において「制動装置保安基準」という。）に適合

する自動車で法附則第三十二条第七項の自治省令で定めるもの（以下本

項において「平成七年規制適合車」という。）の取得に対して課する自

動車取得税の税率は、同条の規定により同日以降に適用されるべきもの

として定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で法附則第三十

二条第七項の自治省令で定めるものにつき同項の自治省令で定める期間

内に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者

が、当該自動車に代わるものとして平成七年規制適合車を取得した場合

には、当該取得が平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間

に行われたときに限り、第三百三十五条の六及び第二項の規定にかかわら

ず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用

されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率と

する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）

の規定中個人の県民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人

の県民税について適用し、平成五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第四十条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第四項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る地方税法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、地方税法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第二十条の規定は、平成六年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第二十二条の規定は、平成六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 施行日前のこの条例による改正前の鳥取県税条例附則第二十四条第四項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。